**平成２６年（フ）第１２３号**
福井県南条郡南越前町河内第11号53番地
債務者　麻河　義美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１２９号**
福井県鯖江市新町第２号21番地　Ａ―404
債務者　越野　　英（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１３０号**
福井市高木北４丁目1210番地１
債務者　奥出美千代
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１３１号**
福井県吉田郡永平寺町松岡領家第16号92番地21
債務者　佐々木　茂
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１３６号**
福井市北四ツ居１丁目９番38号　コーポピラ202号
債務者　蟻塚アキ子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２１号**
山梨県都留市夏狩2587番地３
債務者　渡邉みどり
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２６年（フ）第２４号**
山梨県南都留郡山中湖村山中412番地の２
債務者　天野とし子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２６年（フ）第３６号**
佐賀県唐津市佐志浜町4400番地41　リバーサイド浜町
債務者　峯　　昌利
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２６年（フ）第２９号**
山口県熊毛郡平生町大字平生村890番地　礒崎団地２―12号
債務者　田坂　由子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２６年（フ）第３５号**
山口県岩国市平田２丁目９番74号
債務者　坂本　奈美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２６年（フ）第３８号**
山口県岩国市錦町大原843番地
債務者　田村ひろみ
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２６年（フ）第４３号**
山口県岩国市川口町１丁目６番17号
債務者　横山　和史
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２６年（フ）第３８２号**
神戸市垂水区清水が丘３丁目３番35―611号
債務者　吉川　朗子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５０１号**
名古屋市北区清水３丁目９番12号
債務者　坂下　正男
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第６３４号**
名古屋市西区那古野２丁目１番３号
債務者　三浦　文惠
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第７２４号**
名古屋市昭和区八事富士見1404番地　ＦＩＳ名古屋324号
債務者　青木　　篤
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第７９２号**
名古屋市千種区古出来３丁目３番10号　中駒古出来ビル201号
債務者　山下　速水
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部